

令和6年度第1回井川町個人情報保護審査会 会議次第

日 時 令和6年8月26日（月）

午後3時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

（1）諮問事項の審議

- ・諮問第1号（『排出ごみの未回収』に係る行政指導に関する個人情報開示請求不承諾決定）について
- ・諮問第2号（本人確認書類としての住民票不添付による個人情報開示請求不承諾処分及び個人情報利用停止請求不承諾処分）について

5. その他

（1）今後の審査会の開催方法について（書面開催方式の導入）

6. 閉 会

諮問第1号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第1号)	不服申立て事案についての諮問（個人情報保護審査会） （個人情報開示請求する公文書の名称） 町民生活課長が申請者に対し宛てた（行政指導に関わる FAX）①令和3年11月22日付『排出ごみの未回収』の件について（回答）②令和3年12月1日付～令和3年11月24日付『排出ごみの未回収』に係る行政指導の件について（回答）に係る各決裁後の起案文書（「起案用紙」）
実施機関	井川町長
決定年月日	令和5年3月8日（請求不承諾決定）
決定の理由	当該公文書が存在しないため
不服申立て年月日	令和5年3月23日
諮問年月日	令和6年6月14日
審査請求理由の概要	町民生活課長に行政指導を行う権限はなく、井川町長名によるものののみ有効である。必ず作成されているはずの町長の決裁を受けた起案文書が作成されていない状態を是正し、行政不服審査法第1条における「適正な運営の確保」を求める。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件処分は、処分の発端となる個人情報開示請求があった時点で当該個人情報が記載された文書が存在するか否か調査し、決定されたものであり、処分を取り消しても審査請求人が求める公文書は処分庁に存在しないことから、処分を取り消す法的な利益がない。
反論書 （審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。）	「全部認容」を求める。 ア.「（1）行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「（2）本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等（裁決を含む）の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵（つまり、『不適正な運営』）」に対し、「是正（つまり、『適正な運営の確保』）」を求めているのであり、行審法における本旨である。（つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと。「…そぐわない」との記述表現は失当である）と、思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約1年3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

諮問第2号について

諮問の概要 (令和6年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問（個人情報保護審査会） （開示（利用停止）請求内容及び実施機関は異なるが、同一理由による請求不承諾処分により、まとめて諮問いたします。）
実施機関	井川町長、固定資産評価審査委員会、農業委員会、教育委員会
決定年月日	各弁明書の通り（開示請求不承諾処分、利用停止請求不承諾処分）
決定の理由	本人確認書類（住民票）が添付されていないため。
不服申立て年月日	各弁明書の通り
諮問年月日	令和6年6月21日
審査請求理由の概要	各弁明書の通り
弁明書の概要（井川町長） (他実施機関についても同内容です。)	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件処分に至る経緯は下記の通りである。 1. 審査請求人より個人情報開示請求書・利用停止請求書が郵送にて届き、請求内容に不備がないか確認を行った。 2. 個人情報保護法施行令上、郵送による請求の場合、住民票の写しが必要である旨を説明し、審査請求人に住民票の写しの提出を促す旨の補正書を送付。その後、補正を拒む旨の連絡があった。 3. 個人情報開示請求不承諾処分、個人情報利用停止請求不承諾処分の通知を発出する。 4. 審査請求人により審査請求が提起される。 本件処分を行うにあたって、国の機関である個人情報保護委員会へ関連法令等の解釈について照会を行った。回答の内容の要約は下記の通りである。 「個人情報保護法に基づく郵送による申請において、個人情報保護法施行令22条第1項各号に定められた本人確認書類の複写の他に、原則的に住民票の写しが必要となること、住民票の写しの提出が難しい「やむを得ない理由」がある場合は、町長が適当と認める書類を住民票の写しに代えて提出させることができる。」 町当局で把握している限り、審査請求人は、災害による一時的転居や海外長期滞在等の「やむを得ない理由」により住民票の写しが送付できない状態ではない。また、住民基本台帳上の住所に対して頻繁に郵送でのやりとりをしていることから、住所と居所が異なる蓋然性も極めて低い。 個人情報保護制度は、ごく一部の例外を除き、町の条例によって町の解釈で運用することができるものではなく、個人情報保護法によって全国的、画一的に運用されることが求められる制度である以上、町独自の解釈によって例外的取り扱いを拡大解釈することが許容されるものではない。少なくとも本件申請をした時点において、審査請求人が個人情報保護法上の請求を郵送で行う場合、住民票の写しを添付することが必須条件となり、審査請求人の主張する「当該法令等所管である総務課総務班の誤った条文解釈により、当該法令の規定を超え且つ制限を加えるものであり、権利の濫用又は裁量権の逸脱」である事実はないため、本件処分は正当である。
反論書（井川町長宛） (他実施機関宛についても同内容です。)	「全部認容」を求める。 ア.「2. 弁明の理由（4-1）町の見解」に対し、 「全国的、画一的に運用されることが求められる制度」の記述に対し、敢えて「個

(審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	個人情報保護法施行令 22 条 2 項の条文解釈」について、述べるが、例えば、埼玉県においては、「県民であれば、『住民票の写し』は不要」であり、また、名古屋市においては、「市が作成（開示請求前 30 日以内）した『封筒の写し』を、更に、秋田県においては、「要は、本人確認ができるものであればよく、『県が作成（同）した封筒の写し』（同項 2 号）も該当し、『運転免許証写し等』（同項 1 号）と共に添付されればよい…」との見解又は説明である。 つまり、（当町よりも遙かに人口の多い）これら自治体が、当該「例外的取扱い」をしている訳ではなく、「同令同条同項 2 号」の範囲内において解釈運用しているものであり、当該規定に制限を加えている（法令を超えている）のは、本件処分庁である（実際、当町「個人情報保護法施行規則」においても、「住民票の写し等」と規定している。なお、「等」について、総務課総務班担当へ問い合わせたが、現在まで返答が無い）。 イ. 「同（4－2）町の見解」に対し、 「同令 22 条 2 項」では、「前項の規定にかかわらず」と規定しており、つまり、「同 1 項」の規定は関係なく、当該「封筒の写し」は、町自らが申請者（審査請求人本人）に対し宛てられたものであるので、「町長（貴職）が認めない訳にはいかないもの」である（つまり、同者（同人本人）は、当該条文通り、当該申請書に添付している）。 以上から、処分庁による弁明は、当該条文の解釈を全く誤っており、且つ、申請者（本件審査請求人）の権利利益を侵害するものであるので、「棄却の求め」は全く以て失当である為。 〈その他〉 本件「弁明書（副本）」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約 8 ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、また、本件弁明時点において、当町における「行政不服審査制度（『反論書』提出に係るものを含む）」並びに「個人情報保護法施行条例及び施行規則に係る、解釈運用基準又は具体的説明（特に、当該申請書へ添付する『本人確認に係る具体的添付書類』）」に関する各記事が、「HP」中に一切公表していない（但し、R06 年 07 月 11 日以前）にも拘わらず、処分庁による当該主張は、全く以て失当である旨、各指摘する。
--	---

今後の審査会の開催方法について（書面開催方式の導入）

審査会の開催方法について、委員の皆様が会場に集まり開催する方式の他、書面にて資料を確認し、意見を取りまとめて審議する「書面開催方式」を導入いたします。

答申案の審議・承認や、事前意見書での審議で十分だと判断される場合には、原則書面にて開催します。

なお、書面開催の場合であっても、審査会1回当たりの件数は、1時間の審査会で審議できる件数を目安に設定し、審議することとします。

	現行	今後
開催方法	・会場参集方式	・会場参集方式 ・書面開催方式
1回当たりの審議時間	1時間	1時間